

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社
1. 項目	厚生年金、企業年金基金、健康保険組合の被保険者からの請求申請に関する書面提出義務の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>厚生年金、企業年金基金、健康保険組合の被保険者からの申請については、関係する必要書類を書面で提出することが義務付けられている。</p> <p>請求申請について、インターネットを通じて行うことが可能となれば、被保険者側としては各種負担（移動・待ち時間）の軽減、年金機構・基金・健保・事業主側としては設備・人員面等物理的コストを全体的に抑えることが期待できることから、双方の利便性が向上することが見込まれるが、現行法制度下では実施が不可能な状況となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険法 ・確定給付企業年金法 ・健康保険法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	請求申請に関する書面提出による法規制を廃止し、ネットでの申請を可能とすべき。